

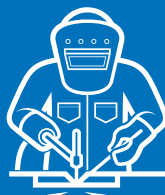
# 溶接ヒュームの濃度の測定は お済みですか？

健康障害防止措置が義務付けられます。

2021年4月1日、法令対応スタート！

金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、2022年3月31日までに、  
溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。

現地でのサンプリング  
および分析測定は  
当社にお任せください！



簡単に

メール or  
電話一本で

今すぐ

最短1週間ほどで、  
分析測定が可能

手軽に

概算見積り  
無料

まずはご連絡ください >>>

お問合せ窓口 神戸営業所 山口 遼

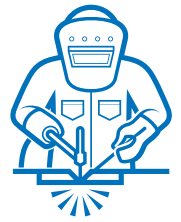
Mail [r-yamaguchi@kmtl.co.jp](mailto:r-yamaguchi@kmtl.co.jp)

TEL 070-6507-8760 (山口直通)

溶接ヒュームの濃度測定後の必要な措置の流れはウラ面をご覧ください。



# 溶接ヒュームの濃度測定後の 必要な措置の流れ



# 1

当社

## 溶接ヒュームの濃度の測定

測定の結果がマンガンとして  
0.05mg/m<sup>3</sup>以上等の場合

測定の結果がマンガンとして  
0.05mg/m<sup>3</sup>を下回る場合

# 2

お客様

## 換気装置の風量の増加 その他必要な措置※

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施

# 3

当社

## 再度、溶接ヒュームの濃度の測定

# 4

お客様

## 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を 選択し、労働者に使用させる

# 5

お客様

## (面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合) 1年以内ごとに1回、フィットテスト※の実施

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

2022年3月31日までに上記を実施する必要があります。